別添１

○　毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令　新旧対照条文

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（劇物） 第二条　法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一～十七の三　（略） 十八　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ　塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。） ロ　爆発薬 十八の二～八十五の六　（略） 八十五の七　四－［二－（四－ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四－［二－（四－ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。 八十五の八～八十五の十五　（略） 八十六～百十　（略） ２　（略）	（劇物） 第二条　法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一～十七の三　（略） 十八　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。 十八の二～八十五の六　（略） （新設） 八十五の七～八十五の十四　（略） 八十六～百十　（略） ２　（略）